

## 第58回愛知県国土利用計画審議会会議録

### ○日時

平成24年10月17日(水) 午前10時30分から午前11時30分まで

### ○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

### ○出席した委員

石田典子	伊藤万知子	井上庄吾	後藤澄江
清水裕之	竹中千里	原よしのぶ	藤田素弘
二村利久	三浦孝司	山下治夫	山田美喜男

(12名)

### ○出席した幹事

地域振興部土地水資源課長(事務局兼務)	知事政策局企画課長(代理)
環境部自然環境課長(代理)	産業労働部産業立地通商課長(代理)
農林水産部農業振興課長(代理)	農林水産部農地計画課長(代理)
農林水産部林務課長(代理)	農林水産部森林保全課長(代理)
建設部都市計画課長(代理)	建設部道路維持課長(代理)
建設部河川課長(代理)	建設部住宅計画課長(代理)
建設部建築指導課長(代理)	企業庁工務調整課長(代理)
企業庁研究施設用地開発課長	

### ○出席した事務局職員

地域振興部長	近藤正人
地域振興部土地水資源課長	戸田智雄
地域振興部土地水資源課主幹	武藤信吾
課長補佐	本多宣和
主査	大久保忠
主事	熊谷洋輝

1. 開会（事務局：戸田土地水資源課長）

2. あいさつ

近藤地域振興部長

3. 議題

（1）愛知県土地利用基本計画変更案について

ア 説明

資料により、武藤主幹が変更案について説明した。

イ 質疑

なし

ウ 結論

（清水会長）

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

（2）その他

ア 愛知県土地利用基本計画に係る情報提供について

資料により、武藤主幹が変更案について説明した。

イ 質疑

○情報1 「豊田農業地域の縮小」に関連した質疑応答

（竹中委員）

広場の造成の際に矢作ダムの浚渫土を入れるということですが、地形の改変はあるのですか。それと、埋めた後に森林として回復させるという考え方もあるかと思うのですが、その様な考えではないということなのですか。

（事務局）

豊田市は、旧市町村単位で、それぞれにスポーツ広場をつくりたいという意向を持っています。この旧旭町内につきましては、こうした施設が無く、小さな広場はあっても大きなものは無いということで、多目的広場を作りたいという意向があり、国土交通省の浚渫土を使うという調整がついたものですから、それを使って作るということになったようです。この場所は、旧旭町の中では交通の利便性が良く、旧町民の方が使い易いということで選んだと聞いております。従いまして、森林に戻すのではなく、あ

くまで地元の方に対するスポーツ多目的広場として使いたいという意向です。

(清水会長)

いかがですか。今のお話ですと、基本的には浚渫土で盛り土をしていくということでしょうか。

(事務局)

そうですね、ある程度の工事は必要になってきますけれども、入れる土は浚渫土を使って、少しずつ沈めて、固めていくということだと思います。外から山砂を一度に入れるということではなくて、浚渫土を徐々に入れて、一定の期間をかけて造成していくと聞いております。

(清水会長)

竹中委員がご心配されているのは、水の流れなどのいろいろな環境に、あまり大きな変化が無いようにということだと思います。出来る限りそういったことに配慮しながら開発を行うように豊田市へ申し述べていただければ良いのではないかと思います。

(竹中委員)

先ほどのご説明ですと、何か浚渫土の捨て場所みたいな言い方をされたので、それはと思ったのですがけれども、先に土地利用の計画があり、そこに浚渫土が使われるという解釈でよろしいですね。

(事務局)

そうですね、もちろんスポーツ広場へのニーズがあって、上手く浚渫土を入れるという調整がついたものですから、浚渫土を入れて造成することです。例えば、工業団地の造成、臨海部で造成をする場合も、やはり浚渫土を入れて、長い年月をかけて工業団地をつくっていくということがあります。それと同じ手法だと考えております。

○情報2 「豊田・岡崎農業地域の縮小」に関連した質疑応答

(竹中委員)

環境影響評価が今年の1月までに終了したとのことですが、そこでの指

摘事項と、それに対する代替措置について、今回の117ヘクタールでは  
どういう位置づけなのかを教えてください。

(幹事:研究施設用地開発課)

これまでの経緯としましては、平成19年度からこの計画ははじまりま  
して、今年度で6年目という状況になってございます。この間、用地買収、  
環境影響評価の手続き、いろいろな設計などを行って参りました。

本日配布したパンフレットの経緯のところに書いてございますとおり、  
環境影響評価の手続きといたしましては、平成19年の7月の段階で環境  
影響評価の方法書からスタートしております。それから、平成23年2月  
に、準備書を公告・縦覧し、いろいろな方々からのご意見をいただいたと  
いう経緯をたどっております。最終的には、平成24年の1月に評価書を  
公告・縦覧しております。

この間、開発面積が大きいということもあり、いろいろなご意見をいた  
だきました。一番大きな特徴といたしましては、方法書の段階では当時6  
60ヘクタールとしておりましたエリアのうちだいたい6割位を造成し  
て、テストコースの配置を考えておりました。いろいろなご意見をいただ  
きまして、環境に与える影響が大きいということも考慮し、基本的に尾根  
筋や谷筋をなるべく残そうということから、施設のレイアウト、特に造成  
をできるだけ小さくしようということになりました。

トンネルを採用したり、谷部については橋梁で渡っていくということを行  
いまして、最終的には、改変面積を全体のうちの4割にし、6割は残し  
て残置の森林、現況の森林として整備していこうということで計画も固ま  
りました。そうしてアセスメントの手続きの方も準備書、評価書というよ  
うな経緯をたどってきております。

皆様からいろいろなご意見をいただいた中でのこの施設の計画という  
ことを固めて参ったという状況でございます。

(竹中委員)

開発区域の中での、例えば希少種だとか、特別保護しなければいけない  
生物も考慮して、そうした要望が出たのでしょうか。

(幹事:研究施設用地開発課)

そうです。特に鳥、猛禽類ですとサシバとか、ハチクマだとか、それから、サギ類なのですけれども、ミゾゴイという特徴ある鳥がいたりして、まして、営巣状況も見ながら、営巣しているところについてはなるべく改変しないように、個体群を残すように、というようなことは配慮しております。もちろん、その他、植物、動物についても配慮した結果として、現在の施設のレイアウト計画にできてきているという状況です。

(清水会長)

パンフレットの6ページに環境への配慮・取り組みがいくつかありまして、ビオトープを大規模な調整池周辺に作るとか、郷土種による緑化試験・育成とかがのっていますけど、そうした取り組みをきちんと進めていくということでしょうか。

(幹事:研究施設用地開発課)

はい、そうです。実際に現場で行っておりますのが、この「取り組み」というところでございます。トンネル化・橋梁化をはじめ、出来るだけ緑地の復元を行うようにしています。法面については、現地にあるどんぐりなどで植栽をしていくというようなことも考えております。環境への取り組みについては、パンフレットにまとめさせていただいていること、これを着実に守ろうと現在も進めているというところでございます。

(清水会長)

この案件は、これからの日本の大事なモデルケースになりますよね。

(幹事:研究施設用地開発課)

その様に思って、取り組んでいるところでございます。造成を行わずに残ったところの森林というのはどういう状況かという、あまり健全な森林ではないというふうに言われております。それを針葉樹だけではなく針広混交林化していくことや、鳥などの動物や植物にとってやさしい環境をつくっていかうと考えています。それからさらに、もともとはいわゆる里山といわれていた、人の手がある程度入った中で生物がいろいろ生息していたという環境ですので、そういった環境を創造し、取り戻していこうという姿勢で取り組んでいるというところでございます。

(清水会長)

はい、ありがとうございます。ぜひ、モニタリングを行うとともに、経過を出来るだけ公表・報告していただくとありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

その他に、何かございますか。

(山田委員)

テストコースについては、愛知県内だけではなくて、三重県や静岡県でも用地を探していらっしゃる方がたくさんいるという話を聞いているのですけれども、そのような打ち合わせや問い合わせなどはありませんか。

(幹事:研究施設用地開発課)

先般、愛知県周辺でいろいろなテストコースが作られているというような新聞記事があったかと思います。いろいろな企業が自前のテストコースを作りたいということで、いくつか開発があると聞いております。ただ、今回のこのテストコースについては、トヨタ自動車のためのテストコースです。

トヨタ自動車はテストコースを現在、豊田の本社の中に持ってみえます。それから、静岡県の東富士と北海道の士別にも持ってみえます。現状を申しますと、士別については、北海道という土地柄から、極寒の地の特殊なテストをやっています。それから、東富士については、最先端というか、今後の試験研究という意味合いを持った試験場ということになっております。今の豊田の本社にもテストコースがあるのですけれども、それが手狭になってきていて、開発の現状に追いつけないということから、本社に近いところで、テストコースを何とか設けたいということから、はじまったことでございます。トヨタ自動車としては、今回の地区において、今後のいろいろな試験研究を展開していくというふうに考えているようです。

(清水会長)

その他の情報というのは、あまりまだ無いというか、発表するような状況ではないということですか。

(幹事:研究施設用地開発課)

企業庁に対しての引き合い、そういったテストコースの開発については、今のところ、ございません。

(山田委員)

これだけの施設が出来ますと、今後テストコースの周辺で住宅開発が出てくるような感じがするのですけれども、そういうものに対しては何か規制等をされているのですか。

(幹事:研究施設用地開発課)

パンフレットの4ページを見ていただきますと、供用計画の人員計画は、施設全体が供用した際には3,850人の従業員が働くということになっております。ここに作るのは工場ではなく、テストコースですので、既にトヨタ自動車の本社の方で試験研究等をやられている方々がそのままテストコースの方に行く、要するに働き場所が変わるということになります。そのため、この開発に伴って新たに住宅団地の開発が必要になるという考えは持っておりません。

○その他の情報提供に関連した質疑応答

(清水会長)

都市計画区域外の土地は法の穴になっていて、森林と農地でもない都市計画区域外の草地みたいなものは、法的には全く対応の仕組みが無いのですか。

(事務局)

都市計画区域外は、基本的に大きな規制はかかりませんが、都市計画法上、1ヘクタールを超えるものにつきましては、一定の条件を満たす場合には、許認可が必要となります。また、豊田市や岡崎市については、開発指導要綱といった形での規制がかかっております。今回の豊田市が造成する広場のような案件につきましては、市が行う開発であるため、何か規制がかかってというものはありませんけれども、いわゆる乱開発については、一定の歯止めがかかっていると考えております。

(清水会長)

はい、行政がしっかりと計画をされているということと、それから、公

園として使われるということですね。

#### 4. 閉会（戸田課長）